

インフルエンザの出席停止期間について

*インフルエンザの出席停止期間は

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合

⇒「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として、△日間を経過した後に出席可能となります。

「インフルエンザ出席停止期間」早見表のとおり、どんなに早く熱が下がったとしても、最短で6日目から登校可能となります。

「インフルエンザ出席停止期間」早見表

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱日 (0日目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可能		
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱日 (0日目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日 (0日目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日 (0日目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
発症後4日目の 午後に解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日 (0日目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
*1日の内で、発熱と解熱の両方を認めた場合は発熱期間となります。									

ただし、学校保健安全法施行規則に定める第二種感染症（インフルエンザ、麻疹など）の出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合についてはこの限りではありません。（発症後6日目より早く登校が許可されるには、医師の証明が必要となります。）